

May 2019 No.19-6

会計・監査ダイジェスト

会計及び監査を巡る動向 2019年5月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、修正国際基準、国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■ 法令等の改正

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■ 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■ 監査関連

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

金融庁、監査基準、中間監査基準、及び四半期レビュー基準の改訂に関する公開草案を公表

金融庁は2019年5月31日、監査基準、中間監査基準、及び四半期レビュー基準の改訂に関する公開草案（以下、「本公開草案」）を公表した。本公開草案の主な内容は次の通りである。

- 監査の信頼性を確保するための取組みの1つとして、財務諸表利用者に対する監査に関する説明・情報提供を充実させる必要性が指摘されていることを受け、監査報告書における意見の根拠の記載や監査人の守秘義務に関して明確化を提案されている。

- 昨年7月の監査基準の改訂において実施された報告基準に関わる改訂事項について、中間監査基準及び四半期レビュー基準に同様の観点からの改訂を実施することが提案されている。



コメントの締切りは2019年7月1日である。本公開草案では、監査基準については2020年3月決算に係る財務諸表の監査から、中間監査基準については2020年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から、四半期レビュー基準は2020年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から、それぞれ適用することが提案されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年6月5日発行）](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#)へ

2. 修正国際基準

■修正国際基準に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■会計基準等の公表（ASBJ）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#)へ

3. 国際基準

■我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

(1) IASB、公開草案「金利指標改革（IFRS第9号及びIAS第39号の改訂案）」を公表

IASBは2019年5月3日、公開草案「金利指標改革（IFRS第9号及びIAS第39号の改訂案）」（以下、「本公開草案」）を公表した。

LIBORの不正操作問題等を契機として進められている金利指標改革により、現行の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性が近年急速に増大し、財務報告に与える影響が懸念され

るようになった。その影響は、現行の金利指標が代替的な金利指標に置き換わるまでの期間に生じる影響と置き換わる際に生じる影響に大別される。本公開草案は、前者に対処するものであり、金利指標の変更にかかわらずヘッジ会計が安定的に適用できるようにするための救済措置を設けることを提案している。

本公開草案の主な提案内容は、以下の通りである。

- ヘッジ対象とした予定取引に係るキャッシュ・フローの発生可能性の評価を行う際に、今般の金利指標改革による金利指標の影響はないと仮定する。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の将来に向かっての相殺関係の評価を行う際に、今般の金利指標改革による金利指標の影響はないと仮定する。
- リスク要素が独立して識別可能でなければならないという要求事項をヘッジ関係の開始時にのみ要求し、ヘッジ対象期間を通じた評価を不要とする。
- 金利指標改革がもたらす不確実性の懸念が解消した時点で適用を終了する。また、一部の開示において、この措置を適用したヘッジ関係は、それ以外のヘッジ関係と区分して開示する。



コメントの締切りは2019年6月17日である。本改訂は、2020年1月1日以降開始する事業年度から遡及的に適用し、かつ、早期適用を認めることが提案されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月13日発行）](#)

(2) IASB、公開草案(ED/2019/2)「IFRSの年次改善」(2018年-2020年サイクル)を公表

IASBは2019年5月21日、公開草案（ED/2019/2）「IFRSの年次改善」（2018年-2020年サイクル）（以下、「本公開草案」）を公表した。

本公開草案は、IFRSの年次改善プロジェクトとして、緊急度が低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うために公表されたものである。

このIFRSの年次改善（2018年-2020年サイクル）には、以下の4つの基準書に対する改訂案が含まれている。

① IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

親会社より後に初度適用企業となる子会社が、親会社のIFRS移行日に基づいて親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額により測定することを選択する場合の対象を、資産及び負債に加え、換算差額累計額にも広げることを提案している。

② IFRS第9号「金融商品」

借手と貸手との間で負債性金融商品の交換又は条件変更が行われた場合に、従前の金融負債の認識を中止するかどうかの定量的判定基準である10%テストに含めるべき手数料及びコストは、借手・貸手間で受け払いされる手数料及び借手又は貸手に代わって受け取った、又は支払われた手数料のみであると明確化することを提案している。

③ IFRS第16号「リース」

IFRS第16号に付属する設例13を改訂し、貸手が借手の行う賃借設備の改良に関して、借手に補償を支払うという設例の前提を削除することを提案している。本設例ではこの補償の支払いをリース・インセンティブには該当しないとしていたが、その根拠が明らかでなく、混乱を招くとの指摘がされていた。

④ IAS第41号「農業」

IAS第41号第22項を改訂し、公正価値の測定にあたり税金に関するキャッシュ・フローを含めないこととする要求事項を削除することを提案している。これは公正価値測定上の割引率に税前・税後のいずれを使ってもよいとされていることとの平仄を図るものである。



コメントの締切りは2019年8月20日である。IFRS第16号の設例に関する改訂を除き、適用日については、公開草案に対するコメントに基づく再審議において決定される予定である。IFRS第16号の設例の改訂に関しては、IFRS第16号自体の改訂ではないため、移行や適用日に関して何も提案されていない。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月28日発行）](#)

(3) IASB、公開草案(ED/2019/3)「概念フレームワークへの参照の更新 (IFRS第3号の改訂案)」を公表

IASBは2019年5月30日、公開草案 (ED/2019/3) 「概念フレームワークへの参照の更新 (IFRS第3号の改訂案)」(以下、「本公開草案」) を公表した。

2018年に「財務報告に関する概念フレームワーク」が改訂された際、各基準書につけられた旧概念フレームワークへの参照規定は原則新フレームワークへの参照に書き換えられたものの、そのような書換えが不測の影響をもたらす可能性があることと懸念された一部基準書については、対処が見送られていた。本公開草案は、現行のIFRS第3号「企業結合」の会計処理の要求事項を大きく変えることなく、「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照を更新するために、IFRS第3号に対して、以下の3つの修正を提案している。

- ① 取得日時点において認識される資産と負債の定義の参照先である概念フレームワークのバージョンを1989年版のものから2018年版のものに更新する。
- ② IFRS第3号の認識原則の例外として、負債のうち、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」もしくはIFRIC解釈指針21号「賦課金」の適用対象となる負債や偶発負債については、2018年版の概念フレームワークではなく、IAS第37号もしくはIFRIC第21号に基づいて認識する。
- ③ 取得企業は、偶発資産を認識できないことについて、IFRS第3号においてより明確化する。



コメントの締切りは2019年9月27日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年6月7日発行）](#)

■監査関連

該当なし

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト \(IFRS\) へ](#)

4. 米国基準

■会計基準等の公表 (米国財務会計基準審議会 (FASB))

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Update; ASU))】

(1) ASU第2019-05号「特定の移行措置の導入：金融商品 - 信用損失 (トピック326)」の公表 (2019年5月15日FASB)

本ASUは、金融商品の信用損失にかかる基準改訂 (ASU第2016-13号) に関して、従来償却原価で測定していた金融資産につき、基準移行を契機とした公正価値オプションの指定 (取消不能) を認めるものである。



本ASUは、ASU第2016-13号をまだ適用していない企業については同ASUと同時に適用開始となり、かつその移行措置の対象となる。

ASU第2016-13号をすでに適用している企業については、2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用されるが、本ASU公表後に終了する期中期間からの早期適用も認められ、その場合本ASUの適用に伴う累積的影響額はASU第2016-13号の適用日に遡って当該時点の期首剰余金を遡及的に修正する。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues \(英語\)](#)



コメントの締切りは2019年6月28日である。本ASU案は、一部の企業を除き、原則として将来にわたって適用することが提案されている。FASBは、適用日及び早期適用が認められるか否かについて、関係者から寄せられたコメントを基に決定する予定である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues \(英語\)](#)

■監査関連

該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

(2) その他

上記のほか2019年5月31日に、ASU第2019-06号「非公開企業における、のれん及び特定の無形資産に関する代替的取扱いの、非営利事業体への適用の拡充」が公表されている。

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

(1) ASU案「開示の改善」の公表（2019年5月6日 FASB）

本ASU案は、SECが開示に関する要求事項を修正・簡素化する最終規則を2018年8月に公表したことを受け、これと平仄を取るべく、表示・開示に関する会計基準書上の規定につき、その改訂・明確化を提案するものである。なお、改訂ポイントは約20点あり、その対象となる会計基準書（ASC）は多岐に亘っている。



コメントの締切りは2019年6月28日である。本ASU案は、最終基準化後、将来に向かって適用することが提案されているが、適用日については本公開草案に対する関係者からのコメントを基に決定する予定である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues \(英語\)](#)

(2) ASU案「法人所得税（トピック740）—会計処理の簡素化—」の公表（2019年5月14日 FASB）

本ASU案は、会計処理の複雑性を削減しようとするFASBのプロジェクトの一環として、法人所得税に関する会計処理の簡素化を提案するものである。提案された改訂のうち主なものは以下の通りである。

- 税金費用・利得（税務メリット）を損失が生じている継続事業に配分する際、継続事業以外から生じる利益を考慮することは要求しない。
- 法人所得税要素を含むフランチャイズ税の支払いが必要な企業は、まず法人所得税要素をトピック740に基づき算定したうえで、所得を課税基準としない追加的な部分についての課税負担額をその発生時に会計処理することとする。
- 期中に予想される税率変更を考慮すること、及び年間損失見込みの水準に関わらず期中損失に係る税金利得（税務メリット）を認識することを企業に求めることにより、期中報告における税金計算を簡略化する。
- 外国企業に対する投資の会計処理につき持分法の適用を開始もしくは廃止する場合の繰延税金負債の認識・認識の中止にかかる例外規定を廃止する。

■ 関連資料紹介

- [【書籍】 詳細解説 IFRS開示ガイドブック（第2版）](#)
- [【書籍】 図解 収益認識基準のしくみ](#)
- [【書籍】 論点で学ぶ国際財務報告基準（IFRS）](#)
- [改訂版：IFRS第16号「リース」 ～適用に向けて～ シリーズ1：新基準への移行](#)
- [新収益認識基準が企業経営に与える影響の考察～業種別シリーズ 製造業・卸売業～](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

home.kpmg/jp/socialmedia



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

home.kpmg/jp/search-tool



会計・監査コンテンツアーカイブ

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

年	<input type="checkbox"/> 2018 <input type="checkbox"/> 2017 <input type="checkbox"/> 2016 <input type="checkbox"/> 2015 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2013 <input type="checkbox"/> 2012以前
会計基準	<input type="checkbox"/> 日本基準 <input type="checkbox"/> 修正国際基準 <input type="checkbox"/> IFRS <input type="checkbox"/> 米国基準
トピックス	<input type="checkbox"/> 基準全般 <input type="checkbox"/> 概念フレームワーク <input type="checkbox"/> 初年度適用 <input type="checkbox"/> 繰卸資産 <input type="checkbox"/> 有形固定資産 <input type="checkbox"/> 無形資産 <input type="checkbox"/> 引当金 <input type="checkbox"/> 退職給付 <input type="checkbox"/> 株式報酬 <input type="checkbox"/> 資本 <input type="checkbox"/> 収益 <input type="checkbox"/> 税金・税効果 <input type="checkbox"/> 企業結合・共通支配下取引 <input type="checkbox"/> 連結・持分法 <input type="checkbox"/> 金融商品 <input type="checkbox"/> 減損・公正価値測定 <input type="checkbox"/> 外貨換算 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 保険契約 <input type="checkbox"/> 表示・開示 <input type="checkbox"/> 期中報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 法令・制度 <input type="checkbox"/> その他
業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> インフラストラクチャー <input type="checkbox"/> 消費財・小売 <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 製薬 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他製造 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 運輸・物流 <input type="checkbox"/> 情報 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 商社・卸売 <input type="checkbox"/> 流通・小売 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> プライベートエクイティ <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> ヘルスケア <input type="checkbox"/> パブリックセクター <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> ホスピタリティ <input type="checkbox"/> メディア <input type="checkbox"/> グローバルジャパニーズプラクティス <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> 新興国
タイトル	<input type="text"/>

1 - 10件 / 1147件

発行日 ▼	タイトル
2018年4月25日	IFRICニュース
2018年4月23日	金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始
2018年4月20日	IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～（2018-01）LIBOR改革が会計処理に与える影響
2018年4月20日	Q&A - 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補足（英語）（米国基準）
2018年4月18日	日本基準 平成30年3月期決算の留意事項 - チェックリスト

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ home.kpmg/jp/kpmg-atoz



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、[あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。](#)

- [あずさ監査法人トップページ](#) (Link)
- [日本基準](#) (Link)
- [修正国際基準](#) (Link)
- [IFRS](#) (Link)
- [米国基準](#) (Link)